

2019 濃計発第 172 号  
2020 年 3 月 11 日

原子力規制委員会 殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4 番地 108  
日本原燃株式会社  
代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏

施設定期検査申請書に係る変更の届出

2013 年 7 月 26 日付け 2013 濃計発第 95 号をもって申請し、2014 年 6 月 19 日付け 2014 濃計発第 61 号、2014 年 6 月 30 日付け 2014 濃計発第 79 号、2018 年 2 月 26 日付け 2017 濃計発第 154 号、2018 年 4 月 12 日付け 2018 濃計発第 5 号、2018 年 6 月 29 日付け 2018 濃計発第 23 号、2019 年 1 月 11 日付け 2018 濃計発第 70 号、2019 年 2 月 13 日付け 2018 濃計発第 83 号、および 2019 年 10 月 24 日付け 2019 濃計発第 82 号をもって一部変更した濃縮・埋設事業所ウラン濃縮工場に係る施設定期検査申請書について、その内容を一部変更したので、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の十六第二項の規定に基づき、別紙のとおり届出いたします。

1. 変更の内容

一、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
変更なし

二、加工施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地  
変更なし

三、検査を受けようとする事項及び期日

一) 検査を受けようとする事項  
変更なし

二) 期日

・ 変更前

施設定期検査期間：2013年9月～未定

第14回(2019年度)検査受検期間(予定) 2019年12月9日～2020年3月19日

・ 変更後

施設定期検査期間：2013年9月～未定

第14回(2019年度)検査受検期間(予定) 2019年12月9日～未定

2. 変更の理由

液体廃棄設備の処理能力検査について、検査対象設備不適合処理中につき期間を変更する。

検査の対象	検査の方法	検査を受けようとする期日
		2013年9月～未定* <sup>1</sup>
放射線管理施設	臨界警報装置の作動検査	第14回（2019年度）検査受検期間（予定） 2019年12月9日～2020年3月19日* <sup>2</sup> （2018年度以前の受検期間は次頁による）
廃棄施設	送・排風機の起動・停止シーケンスの作動検査（含む負圧維持）	
廃棄施設	第1種管理区域の負圧確認検査	
加工設備の附属施設（核燃料物質の検査設備）	設備内風速の確認検査	
加工設備の附属施設（非常用設備）	自動火災報知設備の警報作動検査	
廃棄施設	負圧警報の作動検査	
廃棄施設	液体廃棄設備の液面高検知警報の作動検査	
廃棄施設	液面異常高受入停止インターロックの作動検査	
加工設備の附属施設（非常用設備）	非常用発電機・無停電（直流）電源の作動検査	
廃棄施設	気体廃棄設備の処理能力検査	
廃棄施設	液体廃棄設備の処理能力検査	
放射線管理施設	排気用モニタ警報の作動検査	
放射線管理施設	換気用モニタ警報の作動検査	
貯蔵施設	搬送設備の停電時保持能力の検査（含む吊上げ高さ制限）	
廃棄施設	濾過装置の性能確認検査	
貯蔵施設	UF6シリンダの漏えい防止維持の確認検査	
加工設備本体	中間製品容器の漏えい防止維持の構造確認検査	
加工設備本体	付着ウラン回収容器の漏えい防止維持の確認検査	
加工設備本体	濃縮度管理インターロックの作動検査	
加工設備本体	槽類の圧力・温度異常高警報の作動検査及び槽類の圧力・温度異常高インターロックの作動検査	
廃棄施設	六フッ化ウラン漏えい拡大防止インターロックの作動検査及び六フッ化ウラン漏えい警報の作動検査	
加工設備本体	シリンダ交換時の誤操作防止インターロックの作動検査	
加工設備本体	重量異常高回収停止インターロックの作動検査	

\* 1：新規基準の適合確認に必要な検査内容の見直しまでの期間は、原則、従来の検査項目を実施する。

\* 2：下記施設定期検査項目の対象設備は新規基準に適合するまでの使用予定はなく、現在も設備停止中であるため、2019年度の検査を受検できる状態ではない。

- 設備内風速の確認検査、中間製品容器の漏えい防止維持の構造確認検査、濃縮度管理インターロックの作動検査、槽類の圧力・温度異常高警報の作動検査及び槽類の圧力・温度異常高インターロックの作動検査、六フッ化ウラン漏えい拡大防止インターロックの作動検査及び六フッ化ウラン漏えい警報の作動検査、シリンダ交換時の誤操作防止インターロックの作動検査、重量異常高回収停止インターロックの作動検査

検査の対象		検査を受けようとする期日					
		施設定期検査期間：2013年9月～未定					
・ 加工設備本体		第14回(2013年度)	第14回(2014年度)	第14回(2015年度)	第14回(2016年度)	第14回(2017年度)	第14回(2018年度)
・ 貯蔵施設		検査受検期間	検査受検期間	検査受検期間	検査受検期間	検査受検期間	検査受検期間
・ 廃棄施設		2014年2月4日	2015年1月27日	2015年12月1日	2017年1月17日	2018年3月6日	2019年3月12日
・ 放射線管理施設		～	～	～	～	～	～
・ 非常用設備		2014年11月18日※1	2015年3月27日	2016年7月29日※2	2017年3月30日※3	2018年6月29日※4	2019年4月24日※5
・ 核燃料物質の検査設備及び計量設備							
・ 主要な実験設備							

※1 2014年5月、建物の健全性確認に関する検査が追加されたことに伴い検査内容を設定、自主検査実施後に施設定期検査を再開した。

※2 2015年12月に負圧警報の不適切な設定を確認したこと、2016年3月に気体廃棄物の廃棄施設に係る使用前検査受検時に伸縮継手面間寸法が設工認記載数値と異なることが確認され検査を中断したこと、2016年6月に送・排風機の起動・停止シーケンスの作動検査(含む負圧維持)の施設定期検査受検時に動作値が判定基準を外れたこと、および、並行して実施した使用前検査[2016年4月受検の2件(気体廃棄物の廃棄設備(1号発生回収室送風機A、2号発回収質棟系排風機A)、カスケード設備(主要配管))]、非常用電源設備点検(2016年6月～8月)等との工程調整により、表記期間にて受検した。

※3 2017年2月、中国電力(株)島根原子力発電所換気ダクト腐食を踏まえ自主的に換気ダクトの点検を実施したところ、更衣エリア天井裏の排気ダクトに錆および孔が発見され、当該不適合に対し2017年3月に設工認を申請、補修工事を行い同年5月に使用前検査を受検した。また、引き続き点検を実施し同年8月に1号均質室系の分析室天井裏の排気ダクトの損傷等を確認、当該不適合の補修(応急措置)工事を2017年10月～11月に実施した。

2017年7月、補助建屋(管理区域外)においてディーゼル発電機A制御盤内電磁接触器の焼損が発生し、当該不適合の補修を含むディーゼル発電機設備定期点検を2017年6月～8月に実施した。

2017年11月、検査設備(分析室)に設置するドラフトチェンバ及びフード)に関し、機器を固定するボルトの一部が設工認申請書に図示するものと異なる状況に施工されていることを確認した。

上記の不適合に伴い気体廃棄施設に係る施設定期検査が受検出来ていない。また、液体廃棄施設に係る検査については検査中に実施する分析に用いる検査設備が使用できない状況が断続的に発生したため、合わせて7項目の施設定期検査が受検できていない。

- 廃棄施設(気体、液体)
- 送・排風機の起動・停止シーケンスの作動検査(含む負圧維持)、第1種管理区域の負圧確認検査、負圧警報の作動検査、気体廃棄設備の処理能力検査、液体廃棄設備の処理能力検査、濾過装置の性能確認検査
- 加工設備の附属施設(核燃料物質)の検査設備

設備内風速の確認検査

※4 「設備内風速の確認検査」は上記※3に示す施工不備状態が継続中(2018年12月、分析ダクトを含む分析設備更新に係る設工認補正申請)であり、施設定期検査を受検できる設備状態になく、受検できていない。

※5 下記施設定期検査項目の対象設備は新規基準に適合するまでの使用予定はなく、2018年度検査時点で設備停止中であり、受検できていない。  
 ・ 設備内風速の確認検査、中間製品容器の漏えい防止維持の構造確認検査、濃縮度管理インターロックの作動検査、槽類の圧力・温度異常高警報の作動検査及び槽類の圧力・温度異常高インターロックの作動検査、六フッ化ウラン漏えい防止インターロックの作動検査、六フッ化ウラン漏えい防止インターロックの作動検査、重量異常高回収停止インターロックの作動検査、シリンダ交換時の誤操作防止インターロックの作動検査、漏えい警報の作動検査、シリンダ交換時の誤操作防止インターロックの作動検査、重量異常高回収停止インターロックの作動検査

検査の対象	検査の方法	検査を受けようとする期日
		2013年9月～未定* <sup>1</sup>
放射線管理施設	臨界警報装置の作動検査	第14回（2019年度）検査受検期間（予定） 2019年12月9日～未定* <sup>2</sup> （2018年度以前の受検期間は次頁による）
廃棄施設	送・排風機の起動・停止シーケンスの作動検査（含む負圧維持）	
廃棄施設	第1種管理区域の負圧確認検査	
加工設備の附属施設（核燃料物質の検査設備）	設備内風速の確認検査	
加工設備の附属施設（非常用設備）	自動火災報知設備の警報作動検査	
廃棄施設	負圧警報の作動検査	
廃棄施設	液体廃棄設備の液面高検知警報の作動検査	
廃棄施設	液面異常高受入停止インターロックの作動検査	
加工設備の附属施設（非常用設備）	非常用発電機・無停電（直流）電源の作動検査	
廃棄施設	気体廃棄設備の処理能力検査	
廃棄施設	液体廃棄設備の処理能力検査	
放射線管理施設	排気用モニタ警報の作動検査	
放射線管理施設	換気用モニタ警報の作動検査	
貯蔵施設	搬送設備の停電時保持能力の検査（含む吊上げ高さ制限）	
廃棄施設	濾過装置の性能確認検査	
貯蔵施設	UF6シリンダの漏えい防止維持の確認検査	
加工設備本体	中間製品容器の漏えい防止維持の構造確認検査	
加工設備本体	付着ウラン回収容器の漏えい防止維持の確認検査	
加工設備本体	濃縮度管理インターロックの作動検査	
加工設備本体	槽類の圧力・温度異常高警報の作動検査及び槽類の圧力・温度異常高インターロックの作動検査	
廃棄施設	六フッ化ウラン漏えい拡大防止インターロックの作動検査及び六フッ化ウラン漏えい警報の作動検査	
加工設備本体	シリンダ交換時の誤操作防止インターロックの作動検査	
加工設備本体	重量異常高回収停止インターロックの作動検査	

\*1：新規基準の適合確認に必要な検査内容の見直しまでの期間は、原則、従来の検査項目を実施する。

\*2：下記施設定期検査項目の対象設備は新規基準に適合するまでの使用予定はなく、現在も設備停止中であるため、2019年度の検査を受検できる状態ではない。

- ・ 設備内風速の確認検査、中間製品容器の漏えい防止維持の構造確認検査、濃縮度管理インターロックの作動検査、槽類の圧力・温度異常高警報の作動検査及び槽類の圧力・温度異常高インターロックの作動検査、六フッ化ウラン漏えい拡大防止インターロックの作動検査及び六フッ化ウラン漏えい警報の作動検査、シリンダ交換時の誤操作防止インターロックの作動検査、重量異常高回収停止インターロックの作動検査

検査を受けようとする期日

施設定期検査期間：2013年9月～未定

検査の対象	第14回(2013年度) 検査受検期間	第14回(2014年度) 検査受検期間	第14回(2015年度) 検査受検期間	第14回(2016年度) 検査受検期間	第14回(2017年度) 検査受検期間	第14回(2018年度) 検査受検期間
<ul style="list-style-type: none"> <li>加工設備本体</li> <li>貯蔵施設</li> <li>廃棄施設</li> <li>放射線管理施設</li> <li>非常用設備</li> <li>核燃料物質の検査設備及び計量設備</li> <li>主要な実験設備</li> </ul>	2014年2月4日 ～ 2014年11月18日 <sup>※1</sup>	2015年1月27日 ～ 2015年3月27日	2015年12月1日 ～ 2016年7月29日 <sup>※2</sup>	2017年1月17日 ～ 2017年3月30日 <sup>※3</sup>	2018年3月6日 ～ 2018年6月29日 <sup>※4</sup>	2019年3月12日 ～ 2019年4月24日 <sup>※5</sup>

※1 2014年5月、建物の健全性確認に関する検査が追加されたことに伴い検査内容を設定、自主検査実施後に施設定期検査を再開した。

※2 2015年12月に負圧警報の不適切な設定を確認したこと、2016年3月に気体廃棄物の廃棄施設に係る使用前検査受検時に伸縮継手面寸法が設工認記載数値と異なることが確認され検査を中断したこと、2016年6月に送・排風機の起動・停止シーケンスの作動検査(含む負圧維持)の施設定期検査受検時に動作値が判定基準を外れたことの不適合処置、および、並行して実施した使用前検査(2016年4月受検の2件(気体廃棄物の廃棄設備(1号発生回収室系送風機A、2号発生回収室系排風機A)、カスケード設備(主要配管))、非常用電源設備点検(2016年6月～8月)等との工程調整により、表記期間にて受検した。

※3 2017年2月、中国電力(株)島根原子力発電所換気ダクト腐食を踏まえ自主的に濃縮工場内の給排気ダクトの点検を実施したところ、更衣エリア天井裏の排気ダクトに錆および孔が見えられ、当該不適合に対し2017年3月に設工認を申請、補修工事を行い同年5月に使用前検査を受検した。また、引き続き点検を実施し同年8月に1号均質室系の分析室天井裏の排気ダクトの損傷等を確認、当該不適合の補修(応急措置)工事を2017年10月～11月に実施した。

2017年7月、補助建屋(管理区域外)においてディーゼル発電機A制御盤内電磁接触器の焼損が発生し、当該不適合の補修を含むディーゼル発電機設備定期点検を2017年6月～8月に実施した。

2017年11月、検査設備(分析室に設置するドラフトチェンバ及びフード)に関し、機器を固定するボルトの一部が設工認申請書に図示するものと異なる状況に施工されていることを確認した。

上記の不適合に伴い気体廃棄施設に係る施設定期検査が受検出来ていない。また、液体廃棄施設に係る検査については検査中に実施する分析に用いる検査設備が使用できない状況が断続的に発生したため、合わせて7項目の施設定期検査が受検できていない。

- 廃棄施設(気体、液体)
- 送・排風機の起動・停止シーケンスの作動検査(含む負圧維持)、第1種管理区域の負圧確認検査、負圧警報の作動検査、気体廃棄設備の処理能力検査、液体廃棄設備の処理能力検査、濾過装置の性能確認検査
- 加工設備の附属施設(核燃料物質の検査設備)
- 設備内風速の確認検査

※4 「設備内風速の確認検査」は上記※3に示す施工不備状態が継続中(2018年12月、分析ダクトを含む分析設備更新に係る設工認補正申請)であり、施設定期検査を受検できる設備状態になく、受検できていない。

※5 下記施設定期検査項目の対象設備は新規規制基準に適合するまでの使用予定はなく、2018年度検査時点で設備停止中であり、受検できていない。  
 ・ 設備内風速の確認検査、中間製品容器の漏えい防止維持の構造確認検査、濃縮度管理インターロックの作動検査、槽類の圧力・温度異常高警報の作動検査及び槽類の圧力・温度異常高インターロックの作動検査、六フッ化ウラン漏えい拡大防止インターロックの作動検査及び六フッ化ウラン漏えい警報の作動検査、シリнда交換時の誤操作防止インターロックの作動検査、重量異常高回収停止インターロックの作動検査